

その他の乳製品	12%～35%	23.8%+60円/kg～33.3%+1,295円/kg	124.64 <1,000トン>	126.50 <1,000トン>
雑豆	10%	396円/kg	120.0 (58.3) <1,000トン>	120.0 (44.6) <1,000トン>
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品	無税 16% 25%	133円/kg	175.4 (87.7) <1,000トン>	175.4 (87.7) <1,000トン>
落花生	10%	689.67円/kg	75.0 <1,000トン>	75.0 <1,000トン>
こんにゃく芋	40%	3,124.67円/kg	267.0 <トン>	267.0 <トン>
繭	無税	2,819.67円/kg	3.6 <1,000トン>	2.2 <1,000トン>

(注) 関税割当数量欄の( )内の数字は当該年度の上期の関税割当数量である。

記載した書類を当該施設の所在地を所轄する税関長に提出しなければならないこととされた。さらに、当該共同利用施設において飼料用とうもろこしを使用して飼料を製造しようとする者は、帳簿を備え、使用したとうもろこしの数量及び使用年月日、並びに製造した製品の数量及び製造年月日等を記載すること、また、税関長の求めに応じて、当該とうもろこしの使用状況等に関する報告書を提出することとした。

## 第7節 対外経済関係

### 1 GATT(関税及び貿易に関する一般協定)及びWTO(世界貿易機関)

#### (1) ガットからWTOへ

ガットにおいては、47年から79年まで多角的貿易交渉(ラウンド)が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、86年にウルグアイ・ラウンドが開始され、7年越しの交渉を経て93年12月に実質合意された。我が国は94年12月に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(WTO協定)について国会承認を経て受諾した。これに対応し、7本の関連法案の改正が行われた。農林水産省関係の法案は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法、農産物価格安定法の4法案である。そして、95年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関(WTO)が設立された。

#### (2) WTO協定の概要

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ

協定(本体)と附属書1～4からなり、次の内容をもった新しい多角的貿易体制を設立するものである。

ア 従来のガットが対象としていた物品の貿易に加え、サービス貿易、知的所有権の貿易関連側面といった新しい分野を含む幅広い分野について規律を策定していること。

イ 諸協定をすべて附属書に取り入れ单一の国際約束に取りまとめ、これら各協定の統一的な運用を確保するための枠組みを設定したこと。

ウ 世界貿易機関の設立により、多角的貿易体制を支える基盤が整備されたこと。

エ 一方的措置への規律の強化など、紛争解決手続が強化されたこと。

WTO協定のうち附属書1～3は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果作成された諸協定を収録し、WTO設立協定本体と不可分一体のものとして一括受諾が義務づけられている。農林水産関係では、附属書1Aに国境措置、国内支持、輸出補助を規律する農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、食品規格などを規律するスタンダード協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが、附属書4に国際牛肉協定、国際酪農品協定が含まれている。

また、これらの協定に対応してWTOには農業委員会、SPS委員会、スタンダード委員会などの各委員会が設けられ、加盟各国の実施状況のレビューを行うこととされている。

#### (3) 農業協定の概要

農業協定は、各国が、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野について具体的かつ拘束力のある約束を作成し、1995年から2000年までの6年間(以下「実施期間」という)でこれを実施することを定めている。(我が国は7年4月1日より実施を開始することとな

った。)

市場アクセスについては、輸入数量制限等の非関税措置を関税化して、関税相当量（国内卸売価格と輸入価格の差）を設定し、実施期間において、関税相当量を含め関税率を農産物全体で平均36%，各品目ごとに最低15%の削減を毎年同じ比率で実施する。また、関税化の対象品目の基準期間（1986～1988年）における輸入実績または輸入割当枠に基づいて設定する現行の「アクセス機会」（輸入量）は維持・拡大し、輸入がほとんど行われていない品目については、実施1年目には、基準期間における国内消費量の3%のミニマム・アクセス機会（最小限度のアクセス機会）を設定し、最終年には5%まで拡大する。なお、食糧安全保障や環境保全等の非貿易的関心事項の重要性を考慮し、「関税化の特例措置」として、①基準期間において輸入が国内消費量の3%未満であること、②輸出補助金が付与されていないこと、③効果的な生産制限措置がとられていることの条件を満たす農産物については、ミニマム・アクセス機会の引上げ（実施1年目の3%を4%に、最終年の5%を8%に加重する。）等を行うことによって、6年間関税化を実施しないことができる。また、この特例措置の7年目以降の取扱いについては、これを維持するか否か、また、それぞれの場合における具体的な条件については、実施期間の終了1年前に始まる交渉により決定される。

（協定の実施に対応し、各国とも非関税措置の関税化を実施することになる。例えば、アメリカは包括的かつ無制限ともいえるウェーバー条項（ガットの義務免除）や「食肉輸入法」に基づく輸入制限を、また、EUはCAPに基づく可変課徴金制度による輸入制限をそれぞれ関税化し、漸次その水準を引き下げるところとなる。）

国内支持については、農業・農村基盤、市場等の整備や環境対策等で一定の条件を満たした政策を除くすべてのものについて、総合的計量手段（AMS）により計算された基準期間の支持総額の20%を実施期間において、毎年同じ比率で削減する。なお、支持総額が生産額の5%以下の品目については、削減対象から除かれる。

輸出競争については、実施期間において、原則として1986～1990年平均を基準として、輸出補助金額を36%，補助金付き輸出数量を21%それぞれ削減するとともに、新たな产品に対する輸出補助金の供与が禁止される。

また、農産物輸出の禁止または制限を行う国は、輸入国の食糧安全保障に与える影響に十分な考慮を払うとともに、実質的な利害関係を有する輸入国と協議す

る。

なお、開発途上国については、関税、国内支持等の保護の削減率を先進国の3分の2（後発開発途上国は、削減を要しない。）、実施期間を10年とするなどの特例が設けられている。

## 2 OECD（経済協力開発機構）

### （1）閣僚理事会

第34回閣僚理事会が、1995年5月23日、24日の両日、パリのOECD本部で開催された。我が国からは政府代表として河野外務大臣、橋本通産大臣及び高村経済企画庁長官が出席し、①経済成長、②多角的体制の強化、③OECDの将来、の3つの議題を中心に討議が行われた。

特に多角的体制の強化については、WTO協定の発効を受け、ウルグアイ・ラウンド合意の完全実施と貿易自由化のモメンタムの維持につき確認されたほか、各国内の規制制度改革のためのイニシアティブの推進、多数国間投資協定（MAI）の交渉開始などが決定された。また、これまでの議論を踏まえつつ、引き続き農業政策の改革に関する作業を行っていくことが、閣僚よりOECDに対して要請された。

### （2）農業委員会

ア 本委員会では、1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに農産物の需給及び貿易の動向等を分析した、1995年版「農業政策、市場及び貿易のモニタリングと見通しに関するレポート」（モニタリングレポート）の作成が行われた。

イ 「農業・食料セクターの構造調整」については、農家レベルと農業・食料セクターレベルに関する分析が行われた。個別農家レベルについては、農政改革に伴う構造調整を阻害する農業生産要素に関する政策について分析することとされ、その一環として農地の権利移動に影響する政策について、各国の政策を比較・検討した文書が議論された。農業・食料セクターレベルについては、前年に引き続き加盟国の酪農政策の評価、農業・食料セクターへの競争法の適用状況、UR農業合意が加盟国の農産物貿易・農政改革に与える影響の予備的評価に関する文書が議論されるとともに、新たにUR農業合意の農産加工品貿易への影響や農業構造の変化が農村経済に与える影響に関する文書が議論された。

ウ 「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業と環境との関

係の政策的側面の分析作業が続けられた。具体的には、各國の農業環境政策の効果等の分析、農民による自発的・集団的な環境保全への取組み事例の分析が行われるとともに、農業が環境に与えるプラス面とマイナス面の影響を定量化した指標（農業環境指標）の開発作業が引き続き行われた。また、農政改革が環境に与える影響に関する分析が新たに開始された。

エ 次回OECD農業大臣会合の開催（前回開催は1992年3月）に関する検討が開始された。

#### (3) 貿易委員会

ア 1991年の環境大臣会合を契機に検討が開始された「貿易と環境」については、貿易分野と環境分野の合同専門家会合において精力的な作業が続けられた。特に、1995年の閣僚理事会には、これまでの検討成果を包括的に取りまとめた報告書が提出され、概念的な整理作業は終了することとされた。以後は、概念的な整理を実証的な分析で裏付けるとの観点から、個別の政策分野やセクターを対象としたケース・スタディが行われることとされた。

イ 「貿易と競争」については、貿易委員会と競争政策委員会の協力による分析作業が継続され、アンチダンピング等の貿易政策が競争に与える影響、及び独占、カルテル等の非競争的な慣行が市場アクセスに与える影響の検討が行われた。また、競争法の実質的な適用状況に関する分析の一環として、加盟国における競争法の適用除外状況を国別・セクター別に比較、検討した文書の公表が了承された。

ウ 「農産物公的輸出信用」については、UR合意の妥結を機に、OECD輸出信用アレンジメント参加国会合で検討を開始することが合意されたことを受けて農産物輸出信用専門家会合が設置され、農産物輸出信用に関する情報収集及び了解案（合意のための叩き台）に関する検討が行われた。

#### (4) その他の

ア 「農村地域開発」に関する作業は、1993年から開始された第2ステージの作業が続けられた。1995年の活動においては、農村地域開発の対応方策の一つとして、農村アメニティやニッチグッズ（地域資源を有効活用した商品開発）について、ケーススタディを通じた分析が行われた。また、農村地域雇用指標（RISI）の開発作業については、基礎作業が終了しその成果が公表されることとなった。

イ 「MAI」については、投資自由化の推進と国際投資の枠組み作りを目指して策定交渉が開始された。具体的な検討項目としては、協定の適用範囲、投資自由化の推進、新分野への適用、投資保護、紛争処理手続

き等があげられ、1997年の閣僚理事会までに協定に合意することを目指して、精力的に交渉が行われた。

#### 3 アジア・太平洋経済協力（APEC）

APEC（アジア・太平洋経済協力）は、政府間の経済・社会問題の分析・協議等を行うため、1989年に太平洋地域に位置する18か国・地域（日本、韓国、米国、カナダ、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、豪州、ニュージーランド、中国、香港、台湾、メキシコ、パプアニューギニア、チリ）によって構成される緩やかな協議体として発足し、年々その活動の充実が図られている。

1994年にインドネシアで開催された第2回非公式首脳会議で、2020年（先進国は2010年）までに域内の自由で開かれた貿易及び投資を達成することを主な内容とする「ボゴール宣言」が採択された。1995年には日本が議長国を務め、大阪で行われた非公式首脳会議では、ボゴール宣言の具体化のため「行動指針」が採択された。また、長期的課題として、急激な人口増加及び急速な経済成長が食料、エネルギー、環境に与える影響の検討等を行うこととされた。

#### 4 ハリファックスサミット

主要先進国の首脳が政治、経済の諸問題について検討する第19回サミットが、6月15日から17日までカナダ・ハリファックスで開催された。我が国からは、村山首相のほか、河野外相、武村蔵相、橋本通産相等が出席した。経済問題としては、「成長と雇用」「世界経済の強化」「貧困の撲滅」「環境保護」等について討議された。

特に、今回のサミットは、最近の政治経済状況を反映して、ボスニア情勢、ロシア問題、国際通貨問題、テロ対策等に関する論議が中心を占めた。

#### 5 UNCTAD（国連貿易開発会議）

UNCTAD（本部ジュネーブ）は、64年に設立された国連の一機関であり、開発途上国との貿易と経済開発に関する問題を取り上げ、解決策を討議する場で、いわゆる、南北問題の主要フォーラムである。特に、4年に1回開催される総会は、途上国との貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について、政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な意義を持ち、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特恵、⑥後発開発途上国（LLDC）問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特恵関税制度の導入、一次

產品総合計画（IPC）の採択とそれに基づく共通基金（CF）協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討などが行われている。

## 6 國際商品協定

### (1) 國際穀物協定

1986年国際小麦協定は、数度の延長により有効期限が1995年6月30日までとなっていたが、1993年より新協定交渉が行われた結果、1994年12月に新たな「1994年国際穀物協定」が合意され、1995年7月1日に暫定発効した（有効期限は1998年6月30日）。

新協定は「1994年穀物貿易規約」と「1994年食糧援助規約」から成っており、小麦を穀物に名称変更したものであり、基本的には「1986年国際小麦協定」を踏襲した内容となっており、穀物貿易規約は国際穀物理事会（旧国際小麦理事会）を通じた情報交換・統計整備を中心としたものとなっている。

食糧援助規約では毎年1千万トン以上の食料援助を目標としており我が国の年間最小拠出義務量は30万tとなっている。

### (2) 國際砂糖協定

「1992年の国際砂糖協定」は、1993年1月に発効した。同協定は前協定と同様、経済条項を有さず情報交換を中心としたものとなっている。

なお、新協定は前協定と比べて、経済条項の復活の表現が弱くなった他、加盟国の脱退から消費国の分担金の負担増を防ぐため、生産国・消費国の区分を廃止する等の改定がされている。

### (3) 國際コーヒー協定

「1983年の国際コーヒー協定」は輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟输出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日から経済条項を停止した。

また、1983年協定は4度延長（1994年9月30日まで）し、理事会は新協定に向けて検討を続けていたところ、1994年3月に新協定が合意され、94年10月に発効した。

なお、新協定は経済条項が削除され、情報交換を中心とした協定となっている。

### (4) 國際ココア協定

1986年協定に代わる新協定交渉が92年から93年にかけて行われたところ、93年7月に新たな1993年国際ココア協定が合意され、94年2月に発効した。

## 7 日米包括経済協議

新協定は、前協定がココアの価格安定メカニズムとして採用してきた緩衝在庫制度を廃止し、新しいメカニズムとしてココアの生産管理計画を採用している。この他、情報交換、CF（一次產品共通基金）との連携や環境への考慮等が明記されている。

### (5) 國際熱帯木材協定

現行の1983年協定は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の最大の輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、機関（ITTO）本部を我が国（横浜市）に誘致した。

現行協定の有効期限は2度延長し、94年3月31日までとなっていたところ、93年4月以降新協定交渉が開始され、木材の対象を熱帯から温・寒帯まで拡大することについて交渉は難航したが、94年1月に新たな1994年協定が合意された。

新協定には2000年目標や熱帯林の接続的経営達成のためのバリ・パートナーシップ資金等が明記された。

なお、現行協定の有効期限は新協定が発効するまでとされているが、新協定は未発効である。

### (1) 枠組み合意までの経緯

1989年に開始したSII（日米構造問題協議）は91、92年の2回にわたるフォローアップ年次報告により一応の区切りが打たれ、ポストSIIの日米両国の経済面でのパートナーシップを前進させる見地から、93年4月ワシントンでの日米首脳会談において新たな協議枠組みを構築する合意がなされた。これを受けて同年6月ワシントン及び東京において次官級準備会合、7月東京において日米首脳会談が開催され、マクロ経済、構造・セクター協力の各分野について双方の提案が協議された。双方の間には合意内容の実施状況を評価するための客観基準の解釈等について隔たりがあったが、7月10日合意に至り、「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」として公表された。

### (2) 枠組み合意の概要

協議は双方通行の対話、MFNベースの恩恵、ガバメントリーチ（政府の責任範囲内）などを基本原則とする。

マクロ経済面では日本は製品・サービス輸入の相当程度の増加を促進し経常収支の黒字の十分意味のある

縮小を中期的に達成すること、米国は財政赤字を相当程度削減し国内貯蓄を奨励すること等を目的とする。

セクター別・構造面の協議では「政府調達」、「規制緩和及び競争力」、「その他の主要セクター（自動車及び自動車部品）」、「経済的調和」、「既存のアレンジメント及び措置の実施」の5つのバスケットについて次官級を議長とし、適当な場合には作業部会（WG）が設けられる。このうち「政府調達」、「保険市場（規制緩和及び競争力バスケット）」、「自動車産業」は優先的分野として94年1月までに合意するよう努める。

地球的展望に立った協力のための共通の課題（コモン・アジェンダ）では「環境」、「テクノロジー」、「人

的資源の開発」、「人口」、「エイズ」の5分野を扱う。

### (3) 当省関係各会合の開催状況

セクター別・構造分野のうち、自動車・同部品等主要優先分野については、客観基準の設定方法等で対話し、94年2月の日米首脳会談において合意に至らず、協議は事実上凍結状態となっていたが、94年5月に再開された。交渉再開にあたり、本分野で取られる措置及び実施状況の評価は、「一連の客観的基準」に基づいて行われることとされていることについて、これが数値目標を構成しないとの合意がなされている。

セクター別・構造分野のうち、当省関係では「規制緩和・競争政策等」WGを95年12月及び96年2月に、「投

表25 日米包括経済協議の経緯（農水省関係）

平成7年	
4月26～28日（ワシントン）	投資等WG第6回会合
5月11日（ワシントン）	第5回協力分野次官級全体会合
5月24～26日（ワシントン）	投資等WG第7回会合
6月11～13日（東京）	投資等WG第8回会合
6月15日（ハリファックス）	日米首脳会談
11月13日（横浜）	協力分野：第3回森林WG
12月6～7日（東京）	規制緩和・競争政策等WG第7回会合
平成8年	
2月26～27日（東京）	規制緩和・競争政策等WG第8回会合

表26 二国間会議

〈国・地域名〉	〈会議名〉	〈期 間〉	〈場 所〉
韓国	第3回 日韓新経済パートナーシップ協議	95.10.4～10.5	ソウル
	95年度日韓生糸・綿製品協議	95.8.29～8.30	東京
中国	第9回 日中貿易混合委員会	96.1.16	北京
	日生糸・綿製品協議（95年度第3回）	95.4.6～4.7	北京
	日生糸に係る意見交換	96.1.31	東京
台湾	第20回 日台貿易経済会議	95.12.18～12.20	東京
ベトナム	第1回 日越経済協議	96.1.31	東京
インド	第11回 日印貿易協議	95.10.25	ニューデリー
カナダ	第12回 日加次官級経済協議（日加経済合同委員会）	95.4.20～4.21	東京
	第19回 日加なたね協議	95.8.23 95.12.5	カルガリー 東京
EU	第35回 日EUハイレベル協議	95.11.6～11.7	東京
スウェーデン	第20回 日スウェーデン貿易経済協議	96.1.25～1.26	東京
ノルウェー	第12回 日ノルウェー貿易経済協議	95.6.23～6.24	東京
ロシア	貿易経済に関する日露政府間委員会分科会	95.11.9～11.10	モスクワ
	貿易経済に関する日露政府間委員会第1回会合	96.3.20	モスクワ
オーストラリア	第13回 日豪閣僚委員会	95.8.25	キャンベラ
	第26回 日豪牛肉需給情報交換会議	95.8.25	東京
	第8回 日豪酪農品需給情報交換会議	95.10.26	キャンベラ
	第9回 日豪酪農品需給情報交換会議	96.2.8	東京
ニュージーランド	第36回 日NZ酪農品需給情報交換会議	95.10.25	ウェリントン
	第37回 日NZ酪農品需給情報交換会議	96.2.7	東京

資等」WGを95年4月、5月及び6月にそれぞれ開催した。このうち、規制緩和等WGについては、本WGで米側から聴取した要望も踏まえ、96年3月29日に「規制緩和推進計画」の改定を行った。また、投資等WGではOECD投資コードの例外4業種(農林水産業を含む)の見直し等について意見交換を行った結果、我が国の社会情勢等の推移やOECDでの議論の進展を勘案しつつ検討していくこととされた。

地球的展望に立った協力のための共通課題(コモン・アジェンダ)については、95年5月ワシントンで開催された第5回次官級全体会合の結果を受け、各分野での両国の取り組み状況等について共同報告書が取りまとめられ、同年6月の日米首脳会談の際に両首脳に報告された。また、同年11月横浜において第3回森林WGを開催し、二国間及び多国間の場で今後とも協力をしていくことを確認した。

## 8 二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に努めた(表26)。

## 第8節 国際協力

### 1 國際協力に関する企画調査等

農林水産業協力は、開発途上国の食料問題の解決に資するのみならず、農業部門が開発途上国の国民所得や就業人口に大きなウエイトを占め経済社会の安定基盤となっており、国内資源の有効利用等を通じる自立的発展にとって重要であることから、近年その役割は増大している。

このような農林水産業協力の拡大及びその効率的、効果的な実施の要請に対応するため、表27のとおり調査研究、協力事業の評価等を民間団体に委託して実施した。

また、民間の農林水産業協力を通じ、開発途上国の現状に即した農林水産業開発の一層の促進を図るために、表28のとおり、民間の行う調査事業、協力推進事業等に助成を行った。

### 2 技術協力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に国際協力事業団を通じて、研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材の供与及びこれらを組み合わせたプロジェクト方式技術協力並びに開発計画作

表27 農林水産業協力関係委託費

事項名	予算額
地球環境協力支援データ・ベース策定費	23,356千円
アジア地域農林水産関連地球サミット対応支援事業	8,560
環境調和型農村地域総合開発計画策定調査	33,044
海外研修映画製作	15,745
海外農林業協力事後評価	31,109
アジア諸国の発展段階別農業・農村開発基礎調査	16,675
アジア農業生産性向上事業協力	78,545
農林水産業資金協力促進検討調査	47,517
市場経済移行国農林業開発投資検討調査	26,582
FAOフィールドプロジェクト波及効果等調査	10,387
食糧増産等に係る援助発展支援基礎調査	13,123
東欧・中央アジア地域等農業開発民間投資促進検討調査	12,657
海外農林水産業協力方針策定基礎調査	32,241
アフリカ地域持続的農業開発事業計画策定調査	50,241
海外大型農林業投資可能性調査	18,867
海外農林水産業協力人材育成体制のあり方に関する調査	30,275
開発途上国等農協事業育成基礎調査	11,784
海外農水産物等安全性向上技術協力基礎調査	11,500
開発途上国における農業統計整備指針策定	20,552
ICID技術交流	36,520
海外農業・農村開発環境影響評価調査	13,839
特定海外農業農村開発事業推進調査	10,485
農地水資源管理モニタリングシステム構築調査	70,185
地球環境保全農業技術協力推進事業	20,397
農業機械海外技術協力緊急対策事業	4,967
畜産技術協力推進事業	39,379
草地適正利用促進対策基礎調査	3,953
穀物の検査技術協力推進事業	26,901

表28 農林水産業協力関係補助金

事項名	予算額
中国青年農業指導者育成事業	31,846千円
海外農協力等推進費	43,052
FAO等協力事業費	60,173
海外食糧農業情報整備等推進費	322,453
海外農業開発事業事前調査等補助金	253,024
海外農業開発調査費補助金	801,137
海外先導的農業者育成事業	87,855
普及分野海外技術協力システム化促進事業	3,591
婦人農業者国際交流促進事業	10,645
海外食品加工企業環境改善支援推進事業費	10,161
食品産業技術海外協力円滑化事業	29,576
食品流通技術海外協力事業費	7,851
海外林業協力推進事業費補助金	748,524
国際漁業振興協力事業費補助金	5,873,673

成のための開発調査等を行うとともに、協力に携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国ともそれぞれ交流を行った。

## (1) 海外研修員の受入れ

海外研修員の受入れ実績は次のとおりである。	
昭和29~7年度（累計）	141,028
7年度	10,458

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を23コース実施した。

7年度に実施した農林水産関係の集団コースのうち、農林水産省が開設したものは26コース、244名（特設コース7コース、49名を含む）、国際協力事業団等が開設したものは49コース395名であり総計639名である。

これらの研修員の地域別、分野別受入れ実績は表29のとおりである。

表29 7年度地域別・分野別受入数							
地域	/	分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	ア	458	113	98	82	751	
中近東	東	60	7	2	23	92	
アフリカ	カ	190	31	46	46	313	
中南米	米	180	54	65	111	410	
大洋州・欧州・その他		51	4	10	35	100	
計		939	209	221	297	1,666	

## (2) 専門家の海外派遣等

7年度において農林水産技術協力のため海外に派遣された専門家は個別専門家派遣事業、プロジェクト方式技術協力事業、開発協力事業及び開発調査団等合わせて3,122名であった。その派遣形態別、地域別内訳は表30のとおりである。

## (3) プロジェクト方式技術協力事業

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを組み合わせて協力するプロジェクト方式技術協力事業は7年度において表31のとおり85件であった。

以上のほか、7年度においてプロジェクト方式技術協力の実施のための事前調査を行ったものとしては、

インドネシア	酪農技術改善計画
"	総合的山火事管理計画
マレーシア	農業廃棄物有効利用計画
フィリピン	農薬残留監視体制強化計画
"	小規模ため池技術センター計画
ラオス	ダム湖集水域森林保全計画
ヴィエトナム	社会林業モデル確立計画
中国	湖北省江漢平原四湖灌水地改造計画
ホンデュラス	国立公園管理・保全計画
メキシコ	水産養殖振興計画
ブラジル	南伯温帶果樹研究計画
チリ	貝類養殖技術計画
パラグアイ	小農野菜生産普及強化計画
トルコ	養殖改善計画
ガーナ	かんがい農業開発計画
ブルガリア	伝統的ブルガリア発酵乳製品開発・利用計画

の16件がある。

表30 専門家の派遣内訳(人)

派遣形態別内訳	前年度からの継続			7年度新規			合計
	長期	短期	計	長期	短期	計	
個別派遣	235	21	256	88	211	299	555
プロジェクト方式技術協力	328	49	377	127	398	525	902
開発協力	19	0	19	5	26	31	50
その他の調査団	1	0	1	0	0	0	1
計	583	99	682	220	1,585	1,585	1,614
地域別内訳							
アジア	265	61	326	98	981	1,079	1,405
中近東	39	3	42	13	209	222	264
アフリカ	87	13	100	31	306	337	437
中南米	164	22	186	64	548	612	798
大洋州・欧州・その他	11	0	11	8	163	171	182
国際機関	17	0	17	6	13	19	36
計	583	99	682	220	2,220	2,440	3,122

(注) 1 長期は1年以上、短期は1年未満の専門家である。

2 国際機関の専門家はJICAにより派遣された専門家である。

3 開発協力の専門家とはJICA法第21条(3)ホにいう技術指導等の専門家である。

表31 7年度協力プロジェクト  
プロジェクト名

国 名	協力期間
<b>&lt;新規案件&gt;</b>	
(農業分野)	
ラ オ スト ヴィエンチャン県農業・農村開発計画 エ ジ プ ト メ キ シ コ 米作機械化計画A/C ル 一 マ ニ ア モレロス州野菜生産技術改善計画 ア ネ ス 滝溉システム改善計画	95.11.1~97.10.31 96.3.30~98.3.29 96.3.1~01.2.28 96.3.1~01.2.28
(畜産分野)	
中 国 河北省飼料作物生産利用技術向上計画	95.4.1~00.3.31
(林業分野)	
中 国 黒龍江省木材総合利用研究計画A/C 中 国 湖北省林木育種計画 ブ ル ネ イ 林業研究計画A/C ブ ラ ジ ル アマゾン森林研究計画 パ パ ア ・ ニューギニア 森林研究計画(II)	95.9.26~97.9.25 96.1.15~01.1.14 95.10.12~97.10.11 95.6.1~98.5.31 95.4.1~00.3.31
(水産分野)	
モ ー リ シ ャ ス 沿岸資源・環境保全計画 アルゼンティン 国立漁業学校計画A/C	95.12.1~00.11.30 95.11.8~97.11.7
<b>&lt;継続案件&gt;</b>	
(農業分野)	
1. イ ン ド ド 二化性養蚕技術開発計画 2. イ ン ド ネ シ ア 南東スラウェシ州農業農村総合開発計画 3. イ ン ド ネ シ ア 種子馬鈴薯増殖・研修計画 4. イ ン ド ネ シ ア 滝溉排水技術改善計画 5. イ ン ド ネ シ ア 農水産業統計技術改善計画 6. ス リ ラ ン カ ガンバハ農業普及改善計画 7. ス リ ラ ン カ 植物検疫所計画 8. タ イ カセサート大学農業普及・機械化計画A/C 9. タ イ 滝溉技術センター計画(II)F/U 10. タ イ 東部タイ農地保全計画 11. 中 国 農業機械修理技術・研修計画 12. 中 国 河南省黄河沿岸稻麦研究計画 13. 中 国 滝溉排水技術開発研修センター計画 14. ネ パ 一 ル 園芸開発計画(II) 15. パ キ 斯 タ ナ 植物遺伝資源保存研究所計画 16. フ イ リ ピ ン 稲研究所計画 17. フ イ リ ピ ン 畑地滝溉技術開発計画(II) 18. フ イ リ ピ ン 土壤研究開発センター計画(II) 19. ミ ャ ン マ 一 滝溉技術センター計画F/U 20. イ ラ ン ン カ スビ海沿岸地域農業開発計画F/U 21. ケ ニ ア ムエア滝溉農業開発計画F/U 22. 象 牙 海 岸 滝溉稻作機械訓練計画 23. タ ン ザ ニ ア キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画 24. ア ル ゼン テ イ ン 植物ウイルス研究計画 25. ウ ル グ ア イ 果樹保護技術改善計画 26. コ ロ ナ ビ ア 傾斜地域滝溉農業開発計画 27. チ リ 植物遺伝資源計画F/U 28. ド ミ ニ カ 共 和 国 胡椒開発計画(II) 29. パ ラ グ ア イ 主要穀物生産強化計画 30. パ ラ グ ア イ 青果物流通改善計画 31. パ ラ グ ア イ ピラール南部地域農村開発計画 32. ブ ラ ジ ル アマゾン農業研究協力計画 33. ブ ラ ジ ル セラード農業環境保全研究計画 34. ホ ネ デ ュ ラ ス 滝溉排水技術開発計画 35. メ キ シ コ 沙漠地域農業開発計画	91.6.1~97.3.31 91.3.1~97.2.28 92.10.1~97.9.30 94.6.10~99.6.9 94.10.1~99.9.30 94.7.1~99.6.30 94.7.1~99.6.30 93.7.24~95.7.23 90.4.1~97.3.31 93.6.10~98.6.9 92.4.1~97.3.31 93.4.1~98.3.31 93.6.10~98.6.9 92.11.12~97.11.11 93.6.1~98.5.31 92.8.1~97.7.31 93.5.28~98.5.27 95.2.1~00.1.31 88.4.1~97.3.31 90.4.1~96.3.31 91.2.1~98.1.31 92.8.1~97.7.31 94.7.1~99.6.30 95.3.1~00.2.29 95.3.1~00.2.29 91.10.1~97.9.30 89.1.1~95.12.31 92.7.7~97.7.6 90.6.1~97.3.31 91.3.6~98.3.5 94.7.1~99.6.30 90.6.28~97.6.27 94.8.1~99.7.31 94.10.1~99.9.30 90.3.1~97.2.28
(畜産分野)	
36. イ ン ド ネ シ ア 動物医薬品検定計画A/C 37. タ イ イ 中部酪農開発計画 38. タ イ 国 立家畜衛生研究所計画(II) 39. 中 国 天津酪農業発展計画F/U 40. 中 国 内蒙古乳製品加工技術向上計画 41. ザ ン ビ ア ザンビア大学獣医学部技術協力計画(II) 42. ア ル ゼン テ イ ン ラ・ブラタ大学獣医学部研究計画F/U 43. パ ラ グ ア イ 家畜繁殖改善計画A/C	94.7.1~96.6.30 93.8.1~98.7.31 93.12.9~98.12.8 90.3.1~97.2.28 94.6.1~99.5.31 92.7.22~97.7.21 89.3.1~96.2.29 93.4.7~95.4.6

国名	プロジェクト名	協力期間
44. ホンデュラス (林業分野)	養豚開発計画	93. 5. 15~98. 5. 14
45. インドネシア	南スマトラ森林造成計画A/C	93. 11. 8~95. 11. 7
46. インドネシア	熱帯降雨林研究計画(III)	95. 1. 1~99. 12. 31
47. インドネシア	東北タイ造林普及計画	92. 4. 1~97. 3. 31
48. インドネシア	福建省林業技術開発計画	91. 7. 1~96. 6. 30
49. タイ	寧夏森林保護研究計画	94. 4. 1~99. 3. 31
50. 中國	村落振興・森林保全計画	94. 7. 16~99. 7. 15
51. 中國	サラワク木材有効利用研究計画	93. 4. 1~98. 3. 31
52. ネパール	林産研究計画A/C	94. 11. 1~96. 10. 31
53. マレーシア	中央林業開発訓練センター計画F/U	90. 8. 1~97. 7. 31
54. マレーシア	社会林業訓練計画(II)	92. 11. 26~97. 11. 25
55. ミャンマー	キリマンジャロ村落林業計画(II)	93. 1. 15~98. 1. 14
56. ケニア	林木育種計画	93. 3. 10~98. 3. 9
57. タンザニア	半乾燥地治山緑化計画	93. 3. 1~98. 2. 28
58. ウルグアイ	森林保全技術開発計画	94. 4. 1~99. 3. 31
59. チリ	サンパウロ州森林・環境保全研究計画	93. 2. 1~98. 1. 31
(水産分野)		
62. インドネシア	多種類種苗生産技術開発計画	94. 4. 2~99. 4. 1
63. タイ	水産資源開発研究計画F/U	88. 7. 1~95. 6. 30
64. タイ	水産物品質管理研究計画	94. 4. 1~99. 3. 31
65. ネパール	淡水魚養殖計画	91. 11. 1~96. 10. 31
66. フィリピン	地方生計向上計画	91. 10. 1~96. 9. 30
67. オマーン	漁業訓練計画	93. 5. 7~98. 5. 6
68. モロッコ	水産専門技術訓練センター計画	94. 6. 20~99. 6. 19
69. アルゼンティン	水産資源評価管理計画	94. 12. 1~99. 11. 30
70. エクアドル	国立養殖・海洋研究センター計画F/U	90. 8. 1~97. 7. 31
71. ボリビイア	水産開発研究センター計画F/U	91. 6. 15~98. 6. 14
72. トングガ	水産増養殖研究開発計画	91. 10. 2~96. 10. 1
73. マレーシア	農科大学海洋水産学部拡充計画A/C	93. 12. 26~95. 12. 25

## (4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力をを行う開発調査事業を表32のとおり60件実施した。

表32 平成7年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名
[アジア地域]		
1	インドネシア	アンブレラ協力計画策定
2	インドネシア	ギリラン灌漑計画
3	インドネシア	ヌサテンガラ地域小規模ため池農村開発計画
4	インドネシア	ムシ川上流地域社会林業開発計画
5	インドネシア	村落協同組合活性化推進計画
6	インドネシア	東ヌサテンガラ州半乾燥地森林復旧計画
7	ヴィエトナム	ゲアン省ナムダン県モデル農村開発計画
8	ヴィエトナム	水産資源調査
9	カンボジア	メコン川環境適応型農業開発計画

10	スリランカ	南部灌漑排水システムリハビリ計画
11	タイ	アンダマン海沿岸地域水産振興計画
12	タイ	コクインナン導水計画調査
13	タイ	モン・スアイ・ルアン川流域農業水資源開発計画
14	タイ	南部農地復旧保全計画
15	中国	遼寧省大凌河白石ダム工事に関する実験計画
16	ネパール	西部山間部総合流域管理計画調査
17	パキスタン	コトリ幹線水路管理システム計画
18	パキスタン	パンジャブ州支線用水路改修計画
19	パキスタン	地下水かん養ダム計画
20	バングラデシュ	洪水対策関連維持管理調査
21	フィリピン	レガスピ西部地区灌漑開発計画
22	フィリピン	辺境地貧困農民対策計画
23	マレーシア	北部サバ州林業開発計画
24	モンゴル	セレンゲ県森林管理計画
25	モンゴル	農牧業協同組合改善計画
26	モンゴル	中部地域農牧業農村総合開発計画
27	ラオス	ヴァンヴィエン地域森林保全流域管理計画

28 ラオス ボロベン高原農業農村総合開発計画

## [中近東地域]

- 1 アラブ首長国連邦 アルダイード地域農業地下水資源開発計画
- 2 エジプト オモウム農村地域排水改良計画
- 3 エジプト 北東シナイ地区総合農業開発計画
- 4 オーマン ネジド地方農業開発計画フェーズII
- 5 テュニジア 南部オアシス地域灌漑施設整備計画
- 6 トルコ クチュメ・メンデレス川流域灌漑農業開発計画

## [アフリカ地域]

- 1 エチオピア ベッショ平原農業開発計画
- 2 エチオピア 南西部地域森林保全調査
- 3 ガーナ 既存灌漑施設改修計画
- 4 ザンビア 全国水資源開発計画
- 5 ザンビア 南西部地域チーク林資源
- 6 ジンバブエ ムニヤテイ川下流域農業開発計画
- 7 セネガル 北部漁業地区振興計画
- 8 象牙海岸 ヌジ川流域農村総合開発計画
- 9 タンザニア ワミ川中流域灌漑農業開発計画
- 10 マラウイ コタコタ地域持続的資源管理計画

- 11 モーリタニア セネガル川流域灌漑農業開発計画

- 12 リベリア 北西部森林資源調査

- [中南米地域]
- 1 アルゼンチン チャコ地域森林資源調査
  - 2 エル・サルバドル ヒボア川流域農業総合開発計画
  - 3 グアテマラ バハ・ヴェラパス県森林管理計画
  - 4 コロンビア 太平洋沿岸漁業開発計画
  - 5 ドミニカ(共) リモン・デル・ジュナ地域農業開発計画
  - 6 パラグアイ 小規模農業強化計画
  - 7 ブラジル アマゾン河口水産資源調査
  - 8 ポリヴィア サンタクルス県北部地域水害対策計画
  - 9 ホンジュラス テバセンティ地域森林資源管理計画調査
  - 10 ホンジュラス 北部沿岸小規模漁業振興計画
  - 11 メキシコ ハリスコ州海岸地域農牧業農村総合開発計画

## [東欧等地域]

- 1 カザフスタン クジル・オルダ地区灌漑排水施設水管理改善計画
- 2 ブルガリア 農業改善計画
- 3 ルーマニア 南部森林保全計画

## (5) 開発協力事業(調査等)

我が国民企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、国は国際協力事業団を通じて本邦民間企業の調和のある事業活動に資するため、関

連施設整備及び試験的事業のための調査、投融资対象事業の調査、専門家の派遣等を実施している。

7年度には表33のとおり開発協力調査9件を行ったほか、専門家の派遣50名及び研修員の受け入れ36名を実施した。

表33 開発協力調査

1 チリ	林業開発協力事業 (基礎一次調査)
2 モンゴル	牧畜開発協力事業 (基礎一次調査)
3 中国	天然ガス開発試験事業 (基礎二次調査)
4 インドネシア	菊の穂木生産試験事業 (基礎二次調査)
5 モンゴル	高品質馬肉生産試験事業 (基礎二次調査)
6 マレーシア	複層林施業技術現地実証調査 (作業監理)
7 インドネシア	マンゴロープ林資源保全開発現地 実証調査 (作業監理)
8 ブラジル	セラード環境モニター調査 (作業監理)
9 トルコ	半乾燥地域農業開発現地実証調査 (計画打合せ)

## (6) 養成確保事業

我が国の農林業開発協力の拡充、多様化に適切に対応していくためには資質の高い専門家の養成を組織的、計画的に行なうことが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き国際協力事業団を通じて実施した。また、国際協力事業団も独自に同様の専門家の研修事業を前年度に引き続き実施した。

## イ 研修内容

## (ア) 中期研修

農林業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者を対象として、開発途上国地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

## (イ) 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林業技術分野(飼料穀物、大規模畜産、熱帯畑地かんがい、熱帯林業、乾燥地農業等)を対象に、当該作目の技術蓄積を有する先進地域に研修員を2か年間派遣して研修を行った。

## (ウ) 実績

中期研修: 農林水産開発コース(農業一般・農業土木・林業の3コース)、WIDコース、貧困層対策コース

及び海洋環境保全コースがあり、農林水産省職員37名、県、民間等22名が研修を行った。

**長期研修（新規）：農林水産省6名（アメリカ等）**

なお、5年度及び6年度に派遣し、引き続き7年度においても研修を行った者は9名で、研修地はアメリカ、イギリス等である。

**(7) 海外技術交流事業**

**ア 日ロ（旧ソ）農業技術交流**

本事業は37年度に開始以来、相互主義により視察団の交流を実施してきている。7年度には、相互に「生鮮野菜の鮮度保持流通・貯蔵技術」のテーマで派遣・受入を行った。

（37年度以来の累計：派遣43班、受入45班）

**イ 日中農業技術交流**

本事業は47年9月日中中国交回復を契機とし、48年度から相互に視察団の交流を実施してきている。7年度には日本側から「肉用鶏飼養状況」、「農耕地の荒廃防止及び対策技術導入のための土地評価手法」及び「材質優良木の育成を目的としたカバノキ属・ケヤキ属等有用広葉樹遺伝資源」の班を派遣し、中国側から「生物農薬研究と応用」、「林業教育」及び「農業科学技術普及員の管理及び職名制度」の班を受け入れた。

又、前年に引き続き、日中農業科学技術交流グループ第14回会議を7年5月30日～31日に開始し、技術上の諸問題、共同研究、種子種苗・技術情報の交換等について討議した。

**ウ 日韓農林水産技術協力委員会**

本委員会は43年度に第1次会議が東京で開催されて以来、毎年1回東京又はソウルにおいて交互に開催し

ている。

本委員会は、両国の実務者をもって構成され、両国の技術交流の促進についても討議を行うことを目的としたものである。7年度は第28回会議を9月28日～29日に開催し、農業と環境、試験研究協力、技術者の交流、種子種苗・技術情報の交換等について討議した。

**3 資金協力（政府ベースの資金協力）**

**(1) 一般無償資金協力**

我が国は開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

国際協力に関する我が国への要請が高まる中で、無償資金協力は年々増大の傾向にあり、4年度1,855億円（当初予算ベース、以下同じ）、5年度2,014億円、6年度2,079億円、7年度2,127億円と増加している。

この内、農林業関係では、7年度において31件計217億円、水産関係では19件計93億円、農林水産関係合計50件310億円が供与され、その供与実績は表34のとおりである。

このほか、難民等に対する緊急援助として、7年度は、乾パン等が、北朝鮮（日本赤十字経由24億円）、スークラン（WFP、UNICEF経由3億円）に無償供与された。

以上のほか、7年度において無償資金協力の実施のために表35の基本設計調査等を行った。

表34 7年度農林水産関係一般無償資金協力実績（閣議了解ベース）

国 名	案 件 名	金 額 (億円)
インドネシア	東ヌサテンガラ地域貯水池開発計画（国債7年度0.46、8年度14.34）	0.46
インドネシア	大豆優良種子増産配布計画	9.80
スリランカ	マハウェリ道路橋梁建設計画 (国債7年度2.36、8年度6.91、9年度10.56、10年度2.17)	2.36
パキスタン	バルチスタン州地下開発計画	12.27
パキスタン	ファイザラバード農業大学教育機材整備計画	9.02
パキスタン	北西辺境地域橋梁建設計画	2.99
インド	優良種子開発計画	6.62
フィリピン	ディバロ川地区及びプリンシバル地区灌漑施設復旧計画（2/2）	5.47
フィリピン	農業監視体制改善計画（1/2）	7.76
フィリピン	農地改革データベース整備計画	5.25
フィリピン	ミンダナオ地区地方道路橋梁建設計画	8.63
モンゴル	グルハン市食肉加工施設整備計画（2/3）	10.13
モンゴル	穀物貯蔵庫建設計画（1/2）	10.55
ブータン	パロ谷農業総合開発計画（3/3）	5.87
ヴィエトナム	北西部植林機材整備計画	8.04

ヴィエトナム	北部地方橋梁改修計画	2.48
ラオス	サバナケート農業総合開発計画	12.51
バングラデシュ	地方道路簡易橋建設計画 (2/2)	0.38
ニジェール	第2次ウラアム農村復興計画 (国債7年度2.13, 8年度4.27, 9年度2.68)	2.13
セネガル	苗木育成場整備計画 (1/2)	5.74
セネガル	デビ地区灌漑改修計画	10.10
ジンバブエ	ニヤコンバ地方灌漑計画 (1/2)	7.11
ジンバブエ	地方道路整備計画	15.33
エジプト	バハル・ヨセフ灌漑用水路整備計画 (国債7年度9.63, 8年度14.24)	9.63
エジプト	第2次上エジプト灌漑施設改修計画 (1/2)	10.50
エジプト	アハメド・ハムディ・トンネル改修計画	14.49
モロッコ	ウェルガ川地域農業開発計画 (1/2)	4.56
エル・サルバドル	サボティン地区農村復旧計画	0.40
ドミニカ共和国	ダハポン地区農村開発計画	0.30
ドミニカ共和国	コンスタンサ畑地灌漑計画	9.46
ニカラグア	農業生産基盤改善用機材整備計画	6.23
(農林関係案件 計) 31件		216.57
ヴィエトナム	ヴンタオ漁港建設計画 (2/2) (国債7年度3.31, 8年度16.16)	3.31
モーリタニア	水産調査船建造計画	11.46
エリトリア	南東部零細漁業開発計画 (1/2)	2.85
セイシェル	沿岸漁業振興計画	2.62
マダガスカル	エビ養殖開発計画	3.35
象牙海岸	サンヘドロ漁港改修計画 (2/2)	4.78
モロッコ	漁村整備計画 (1/2)	7.55
セント・ルシア	漁業開発センター建設計画	5.27
グレナダ	セント・ジョージズ漁港施設建設計画 (2/2)	5.02
セントヴィンセント	水産施設建設計画	7.31
スリナム	小規模漁業機材整備計画	2.94
ドミニカ連邦	沿岸漁業開発計画 (3/3)	5.70
チリ	首都圏水産物市場建設計画	6.96
キリバス	第3次離島漁業振興計画	2.09
トウバル	漁港災害復旧計画	5.43
ソロモン	ホニアラ中央市場整備計画	7.85
マーシャル	第2次離島水産物流通改善計画	4.53
パラオ	北部地域小規模漁業振興計画	1.90
ミクロネシア	ヤップ州小規模漁業振興計画	2.16
(水産関係案件 計) 19件		93.08
(7年度 合計)	50件	309.65

表35 7年度無償資金協力基本設計調査事業等

国名	案件名
ヴィエトナム	北西部植林機材整備計画
中 国	洞庭湖農業水利計画
フィリピン	農地改革データベース整備計画 アンガット川灌漑用調整ダム改修計画 インファンタ地区天水農業環境整備計画
パキスタン	ミタワン堰建設計画
エジプト	第2次上エジプト灌漑施設改修計画
エル・サルバドル	サボティン地区農村復旧計画
ドミニカ(共)	ダハポン地区農村総合開発計画
エリトリア	南東部漁業開発計画
モーリタニア	水産調査船建造計画

ザンビア メケラ養殖試験場拡充計画

ガーナ	セコンディ漁港建設計画
カーボヴェルデ	ミンデロ漁港整備計画
モロッコ	漁村整備計画
エジプト	マーディア漁港整備計画
セント・ヴィンセント	水産施設建設計画
セントルシア	零細漁業機材整備計画
スリナム	漁業・海洋調査船整備計画
ペル	ホニアラ中央市場整備計画
ソロモン	南太平洋大学海洋研究施設整備計画
フィジー	第2次離島水産物流通改善計画
マーシャル	北部地域小規模漁業振興計画
パラオ	ヤップ州小規模漁業振興計画
ミクロネシア	ヤップ州小規模漁業振興計画

## (2) KR 食糧援助

本援助は43年度から実施された無償食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は55年、61年、平成7年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1995年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、7年度の我が国の供与実績は、表36のとおり計43件156.85億円である。

表36 7年度KR食糧援助実績（閣議了解ベース）

国名	交換公文	供与総額	供与締結年月日	供与	使用穀物
アンゴラ		4.00	7.10.19	タイ米	
エティオピア		6.50	7.11.24	小麦（米国）	
ガーナ		2.00	8.2.19	タイ米	
カーボ・ヴェルデ		1.50	7.11.14	タイ米	
ギニア		1.50	7.11.9	タイ米	
サントメ・プリンペ		1.00	7.11.6	タイ米	
ジブティ		1.50	7.9.5	タイ米	
スワジランド		1.50	7.9.28	いんげん豆（米国）	
セネガル		2.00	7.11.14	タイ米	
タンザニア		5.00	7.9.8	タイ米	
トーゴ		1.00	8.2.22	タイ米	
ニジェール		1.00	7.11.23	タイ米	
ブルキナ・ファソ		1.50	7.9.21	タイ米	
ベナン		1.00	8.1.19	タイ米	
マダガスカル		2.50	7.11.24	タイ米	
マラウイ		4.00	7.9.14	小麦（米国又は加又は豪州）	
モーリタニア		2.00	7.9.19	タイ米	
モザンビーク		5.00	7.12.13	タイ米	
レソト		1.60	7.12.14	小麦（米国又は加又は豪州）	
バングラデッシュ		8.50	7.10.1	小麦（豪州）	
モルディブ		1.50	7.9.27	小麦粉（豪州）	
モンゴル		2.50	7.9.15	小麦粉（中国又はカザフ）	
ハイティ		3.00	7.12.12	タイ米	
アフリカ難民等（WFP）					
・ルワンダ・ブルンディ難民（在タンザニア）		4.00	7.8.29	タンザニア産メイズ	
・ルワンダ・ブルンディ難民（在ザイール）		4.00	7.8.29	タンザニア産豆メイズ（米国）	
・ルワンダ・ブルンディ難民		4.00	8.3.19	メイズ（米国又はアルゼン	
(在ザイール、タンザニア)					チン又はウガンダ)
及び国内被災民					
・リベリア難民（在象牙海岸、ギニア、セラレオーネ）			7.8.29	3.00	米国ブルグア小麦
・セラレオーネ難民（在象牙海岸、ギニア、リベリア）			7.8.29	4.00	米国ブルグア小麦
・リベリア・セラレオーネ難民（在象牙海岸、ギニア）			8.3.19	4.00	メイズミール（南アフリカ又は米国）
及び国内被災民					
・エチオピア・エリトリア難民（在スードーン）			7.8.29	3.00	小麦（米国）
・ソマリア・スードーン難民（在エチオピア）			8.3.19	4.00	小麦（米国又は加又は豪州）
・エチオピア・ソマリア・スードーン難民（在ケニア）			7.8.29	3.00	メイズミール（南アフリカ）
・ソマリア被災民			7.8.29	5.00	小麦（豪州）
ルワンダ国内紛争被災民（WFP）			7.8.29	5.00	タイ米
ブルンディ国内紛争被災民（WFP）			7.8.29	5.00	タイ米
アフガニスタン難民等（WFP）					
・アフガニスタン難民及び帰還民（在パキスタン、イラン）			7.6.30	7.50	小麦（米国又は加又は豪州）
・アフガニスタン国内被災民			8.3.19	4.00	小麦（米国又は加又は豪州）
旧ユーゴスラビア避難民等（WFP）					
・旧ユーゴスラビア地域の難民			7.6.30	10.00	小麦（イタリア）
・旧ユーゴスラビア地域難民等			8.3.19	9.75	小麦（米国又は加又は豪州又はEU加盟国）
エリトリア国内の被災民（WFP）			7.8.29	2.00	米国小麦
カンボディア国内の被災民（WFP）			7.8.29	6.00	タイ米
ミエンマー帰還予定難民（在バングラデシュ）（WFP）			8.3.19	2.00	タイ米
パレスチナ難民等（UNRWA）			7.7.27	8.00	小麦粉（米国又は加又は豪州）

## (3) 食糧増産援助

本援助は開発途上国の食糧増産のための自助努力を支援するため、52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。なお、本援助はKR食糧援助と対比して「第2 KR援助」ともよばれることがある。7年度の供与実績は表37のとおり計52件、275億円である。

表37 7年度食糧増産援助実績（閣議了解ベース）

国名	交換公文	援助額	援助物資	締結年月日(百万円)
イントド	8. 1.11	500	肥料	
インドネシア	7. 8.10	1,350	肥料・農業機械	
ウズベキスタン	8. 3. 4	400	農業機械	
カンボディア	7. 7.10	550	肥料・農業機械・車両	
スリ・ランカ	7. 7.19	1,450	肥料・農業機械	
ネパール	7. 7.14	900	肥料	
パキスタン	7. 7.18	950	農業機械	
フィリピン	7.10.13	1,650	肥料・農薬・農業機械	
ブータン	7. 8.11	175	肥料・農業機械・車両	
モンゴル	7. 7.18	250	農業機械	
ラオス	7. 7.13	550	肥料・農業機械	
イエメン	8. 2.12	500	農薬・農業機械・車両	
エジプト	7. 7.10	600	農業機械・車両	
シリア	7. 7.18	550	農業機械・車両	
ショルダン	7. 9.17	550	肥料・農業機械・車両	
エクアドル	8. 1. 8	400	肥料・農業機械	
エル・サルバドル	7. 8.31	400	肥料・農薬・農業機械	
グアテマラ	7. 8.31	300	肥料・農薬・農業機械	
ドミニカ(共)	7. 9. 5	200	肥料・農薬・農業機械	
ニカラグア	7. 7.25	500	肥料・農業機械	
ハイティ	8. 1. 9	400	肥料・農業機械	
パラグアイ	7. 7.18	400	肥料・農薬・農業機械	
ペルー	7. 7.24	700	農業機械	
ボリビア	7. 7.18	400	肥料	
ホンジュラス	7. 7.25	450	肥料・農業機械	
アンゴラ	8. 7.12	300	肥料・農業機械	
ウガンダ	7. 7. 7	450	肥料・農薬・農業機械	
エティオピア	7. 7.20	850	肥料・農薬・農業機械・車両	

エリトリア	8. 2.28	300	両 農薬・農業機械
ガーナ	7. 8. 1	400	農薬・農業機械・車両
カーボ・ヴェルデ	7. 7.18	200	農薬・農業機械・車両
ギニア	7. 7.12	350	肥料・農薬・農業機械・車両
ギニア・ビサオ	7. 7.18	200	肥料・農薬・農業機械・車両
ケニア	7. 8.28	800	肥料・農薬・農業機械
象牙海岸	7. 9. 1	400	肥料・農薬・農業機械・車両
ザンビア	7. 8.15	800	肥料・農業機械
シンバブエ	7. 7.13	700	肥料・農薬・農業機械
スワジランド	7. 9.28	300	肥料・農薬・農業機械
セネガル	7. 7.20	550	肥料・農薬・農業機械・車両
タンザニア	7. 7.22	950	肥料・農薬・農業機械
中央アフリカ	7. 7.25	400	肥料・農薬・農業機械・車両
トゴ	8. 2.22	300	肥料・農薬・農業機械・車両
ナミビア	7. 7.20	300	肥料・農薬・農業機械・車両
ニジェール	8. 6.13	300	肥料・農薬・農業機械・車両
ブルキナ・ファソ	7. 9.21	450	肥料・農薬・農業機械・車両
ベナン	8. 1.19	250	農薬・農業機械
マダガスカル	7. 8. 4	450	肥料・農薬・農業機械・車両
マラウイ	7. 7.25	400	肥料・農薬・農業機械
マリ	7. 7.11	350	肥料・農薬・農業機械・車両
モザンビーク	7. 7.14	1,000	肥料・農薬・農業機械
モーリタニア	7. 7.11	400	肥料・農薬・農業機械・車両
レソト	8. 2. 5	300	肥料・農業機械

## (4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で円借款に関する交換公文を締結し、これに基づいて、我が国の実施機関である海外経済協力基金と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

7年度に実施された円借款政府調査団のうち、タイ、中近東(トルコ、シリア、レバノン、ヨルダン)、ベトナム、ブラジル、パキスタン、スリ・ランカ、マグレブ諸国(モロッコ、チュニジア)の11か国21件に参加し技術的アドバイスを行った。

7年度の農林水産関係案件は表38のとおり計19件、1,362.83億円である。

表38 7年度農林水産関連円借款実績  
(交換公文ベース)

国名	案件名	交換公文 締結年月日	供与限度額 (百万円)
バングラデシュ	農村開発信用事業 (グラミン銀行)	7. 6. 28	2,986
スリ・ランカ	ワラウェ川左岸灌漑改修拡張計画 (II)	7. 7. 5	2,572
フィリピン	農地改革インフラ 整備計画	7. 7. 10	6,151
フィリピン	アグサン河下流域 灌漑計画	7. 7. 10	4,040
ペルー	灌漑サブセクター 整備計画	7. 7. 24	6,723
コロンビア	アリアリ川流域農業開発計画	7. 7. 21	7,673
タイ	バーサック灌漑事業	7. 9. 11	3,038
タイ	地方農村開発信用事業 (3)	7. 9. 11	8,350
インドネシア	コメリン灌漑(II)	7.12. 1	6,544
インドネシア	農業開発事業(II)	7.12. 1	4,065
インドネシア	ビトゥン漁港建設事業 (E/S)	7.12. 1	194
インドネシア	チタリック川流域 保全林造成事業	7.12. 1	4,128
インド	アタバディ地域総合環境保全計画	8. 1. 11	5,112
インド	グジャラート州植林開発計画	8. 1. 11	15,760
インド	クルヌール・クダッバ水路近代化計画	8. 1. 11	16,049
チュニジア	北部地域導水・灌漑計画	8. 1. 23	14,130
チュニジア	農業セクター投資計画	8. 1. 23	4,421
モロッコ	アブダ・ドウカラ灌漑計画	8. 3. 22	13,548
フィリピン	農村・農地改革支援政策金融計画	8. 3. 27	10,799
計	19件		136,283

## (5) 国際協力事業団開発協力事業(投融資)

我が民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業(試験的事業)、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備(関連施設整備事業)について、国は国際協力事業団を通じて資金援助を行っている。農林業分野の7年度の融資実績は15件40億3,386万円、新規承諾案件は5件21億4,954万円であった。

## 4 多国間協力

(1) 国連食糧農業機関  
(FAO)

## ア 概要

国連食糧農業機関(FAO)は、1945年10月に創設された国連の専門機関であり、現在ローマに本部を置き約4,200名の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、176か国(EECを含む)である。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの開放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

## (ア) 政策策定

世界の食料、農林水産業上の諸問題に関し、FAOの各種会議を通じてその国際的解決策を審議し、決議の採択、申し合わせ、ガイドラインの策定等を行う。

## (イ) 情報収集及び提供

食料農業分野における世界各国の情報を収集、整理分析し、加盟国や国際機関等に対し定期的に情報の提供を行う。

## (ウ) 技術的助言

専門家の派遣及び研修生の受け入れ等を実施する。

## (エ) 現地事業

食料、農業、林業及び水産業に関する現地開発事業を実施する。

## イ 第15回世界食糧デー

第15回世界食糧デー(10月16日)の国内行事として、財團法人国際食糧農業協会の主催によるシンポジウム等を行った。

## ウ その他

FAO本部に準専門家として3名の職員を派遣中である。また、FAOの現地事業の「アジア地帯市場経済

「移行園林業活性化計画」(43万6千ドル), 「中南米諸国持続的農業開発のための農地管理対策調査」(42万8千ドル), 「アジア地域植物遺伝資源保全利用体制整備事業」(8万3千ドル), 「肥料由来の地球環境汚染防止対策事業」(30万3千ドル), 「アジア・太平洋地域動物遺伝資源保存対策強化事業」(41万6千ドル), 「南太平洋沿岸漁業技術開発普及事業」(39万ドル), 「小農支援金融改善プロジェクト」(24万7千ドル)に対して, 捐出を行った。

#### (2) 世界食糧計画 (WFP)

世界食糧計画(WFP)は, 食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として, 1963年国連及びFAOの共同計画として設立された食糧援助実施機関で, 各国からの拠出によりアフリカを中心とした開発途上国に穀物, 乳製品, 植物油等を援助している。

我が国は1994年度において, WFPに対して通常拠出1,600万ドル(現金520万ドル, 現物分水産缶詰及び第三国米1,040万ドル), 国際緊急食糧リザーブ600万ドルのほか車両, 貯蔵施設等非食料品目援助100万ドルの拠出を行った。また, WFPの二国間代行業務として難民, 被災民救済のため, WFPを通じたKR食糧援助(87.3億円)を行った。

#### (3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)は, 国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして, 1947年に設立され, アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として, 種々の地域協力プロジェクトを行っている。

我が国は, 従来よりESCAPのほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力(1995年度220万ドル)及び技術協力を実施している。

なお, ESCAPの特別地域機関であるアジア・太平洋湿潤熱帯地域粗粒穀物・豆類・地下作物研究開発地域調整センター(CGPRT Cnter)の行う「CGPRT作物に関する貿易自由化の影響調査」(28.8万ドル)に対して拠出を行った。

#### (4) アジア開発銀行 (ADB)

アジア開発銀行は, アジア地域の経済開発を目的として1966年に設立された(加盟国56)。我が国は1995年末現在で, 次のような拠出等に協力している。

通常資本(応募額)	82億900万ドル
アジア開発基金(拠出額)	105億4,900万ドル

#### 技術援助特別基金(拠出額)

4,771万ドル

95年には, 新たにウズベキスタン共和国が域内加盟国となった。

#### (5) 國際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は, 低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として, 先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した(加盟国160)。

その後, 3回にわたる増資が行われ, さらにサハラ砂漠以南の農業生産の再生を目的とした「アフリカ特別プログラム」の創設を経て, 現在第4次増資(目標5.7億ドル)について準備中である。

我が国は誓約ベースで当初拠出に5,500万ドル, 1次増資6,021万ドル, 2次増資2,677万ドル及び3次増資3,978万ドルを拠出した先進国中第2の大口拠出国である。

1995年末の同基金の貸付承諾累計額は37.4億SDRに達している。

#### (6) 國際熱帯木材機構 (ITTO)

国際熱帯木材機構は熱帯林・熱帯木材の研究・開発, 木材加工の増進, 森林経営・造林等に関する熱帯木材生産国と消費国との間の国際協力の推進等を目的とする「国際熱帯木材協定」(1985年4月発効)に基づいて設立された国際機関である(本部:横浜市, 加盟52か国とEU)。

同機関の実施する熱帯木材資源の有効利用, 天然林経営等に係る「研究・開発」プロジェクト等に対する任意拠出を行っている(1991年度1億2,300万円, 1992年度1億2,300万円, 1993年度1億3,000万円, 1994年度1億3,700万円, 1995年度1億3,900万円)。

#### (7) 國際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀, FAO, 国連開発計画(UNDP)が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定され, 事務局を世銀内に置く。現メンバーは50か国・機関。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては, 国際稲研究所(IRRI), 国際半乾燥熱帯作物研究所(ICRISAT), 国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT)等の16の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来, 本グループに正式メンバーとして参加し, 研究協力及び拠出を行っている。1995年度は本グループ傘下の16研究所に対し39億4,900万円の拠出を行ったほか, 農林水産省からは

国際稻研究所の行う「遺伝資源拡大による熱帯水分ストレス下に稲作安定化技術の開発」に4,262万円、国際半乾燥熱帯作物研究所の行う「熱帯半乾燥地域における主要畑作物の持続可能な栽培技術の開発」に3,294万円の特別拠出を行った。

(8) 国際協同組合同盟  
(ICA)

国際協同組合同盟は1985年にロンドンに設立された民間組織であり、相互扶助と民主主義の精神に基づき協同組合原則を遵守するあらゆる種類の協同組合によって組織されている。現在92か国215の全国組織が加盟し、その傘下には7億人強の組合員を擁する世界最大の民間組織である。

我が国はアジアにおける農協組織の育成に資するため、開発途上国の漁協組織の育成強化と漁業活動の活性化及びアジアにおける農村婦人の開発参加に資するため、ICAの行う農漁協指導者育成のための研修事業に対し、任意拠出を行った（1995年度8,293万円）。

(9) 東南アジア漁業開発センター  
(SEAFDEC)

東南アジア漁業開発センターは第1回東南アジア開発閣僚会議におけるタイ国の提唱により1967年に設置された。東南アジアにおける漁業開発の促進を目的とし、漁業技術の訓練、水産加工技術研究、養殖開発に

必要な調査・研究等の事業を行っている（加盟国7か国）。

我が国は2億9,800万円の拠出を行ったほか、専門家の派遣（7年度は長期専門家15名、うち継続10名、新規5名）、研修員の受け入れを行った。

(10) アジア生産性機構  
(APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年発足した東京に事務局を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている（加盟国18か国）。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れに対する協力（平成7年度予算7,855万円）を行った。

(11) そ の 他

以上の他、我が国はアジア蔬菜研究開発センター（AVRDC）、食糧・肥料技術センター（FFTC）、植物新品種保護国際同盟（UPOV）に対して、拠出・専門家派遣等の協力を実行している。